

質問書に対する回答

名護市子どもの居場所の運営支援事業（仮称）名護市学習支援教室業務委託に係るプロポーザル実施に関する次の質問内容について、下記のとおり回答を公表します。（質問を受けた順に掲載）

質問箇所	質問事項	質問事項に対する回答
<p>実施要領</p> <p>3. 事業の実施体制</p>	<p>「子どもの居場所開所時間中は、常勤職員は必ず1名以上開所施設にいることとし、<u>それ以外の勤務については名護市生活支援課にいることとする</u>」</p> <p>→下線部分について、居場所職員は名護市生活支援課に配置されるということでしょうか？また、その際に居場所活動以外の役所の業務も担うということでしょうか？</p>	<p>本事業以外の業務を行うことはありません。本事業の周知活動や申請受付業務、本事業運営に係る業務について、本課としましても協力・連携を行いたいため、可能な限り生活支援課にて業務を行って頂きたいと考えております。居場所運営状況等を踏まえ、委託者と受託者との協議の上、決定する予定です。本事業の実施体制については、提案者より独自の体制があれば、ご提案ください。</p>
<p>実施要領</p> <p>7. 食事の提供について</p>	<p><u>7. 食事の提供</u>については、学習支援教室とは別でこども食堂のことでしょうか？</p> <p>また、4. 事業内容の（1）－①－（ア）の食事の提供や共同での調理とは別のことになりますか？</p>	<p>お見込みのとおりです。学習支援教室とこども食堂については、それぞれの運営事業と捉えています。しかし、提案者独自の取り組みとして、学習支援教室内において、簡単な食事の提供などがあれば、ご提案ください。</p>
<p>連携の在り方について</p>	<p>名護市子どもの貧困対策事業のこどもサポーターと、居場所との連携の在り方としてどのような考えでしょうか。</p> <p>例えば、居場所へ子どもたちをつなぐ際に、アセスメント</p>	<p>こどもサポーターと居場所との連携は必要であると考えています。事前に情報共有の会議を開催し、利用世帯の情報共有を図り、課題がある際は、役割分担を行い、連携して支援する必要があると</p>

	がしっかりと取られ、利用決定において居場所とも共有が行われ判定会議などが開かれるか？	考えています。連携については、本市としての考えだけではなく、提案者独自の取り組みとして、想定される連携先や方法等を検討し、ご提案ください。
予算について	一般管理費は認められていますか。	本事業に要する経費であれば認められます。但し、予算範囲内において支給することになりますので、委託者と受託者との協議の上、決定する予定です。
提出書類について	見積書と積算内訳書は別々の様式にて作成が必要でしょうか。	同様式でも構いません。

名護市福祉部
 生活支援課 生活サポート係
 担当：仲宗根
 TEL：0980-53-1212 内線 140
 FAX：0980-54-3813